

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

令和6年第3回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第74号ほか3件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、9月12、13日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第77号 水戸市市税条例の一部を改正する条例

本案は、所得税法及び公益信託に関する法律等の改正に伴い、関係規定の整備を行うものであり、控除対象となる財産について、種々質疑応答を重ねました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第88号 令和6年度水戸市一般会計補正予算（第3号）（ただし、第1表中歳出及び第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分を除く）

本案は、アダストリアみとアリーナの観客席等改修について、本年度中に契約締結が必要な建築工事に係る事業費を先行して措置するために債務負担行為を新たに設定するほか、令和7年度からの委託地区拡大に向けて設定した燃えるごみ及び燃えないごみ収集運搬に係る債務負担行為について、燃料費・物価等の高騰に対応するため、限度額を増額するものであります。委員会では、アダストリアみとアリーナの観客席等改修に係る財源について、改修工事の内容及びその時期について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「改修工事の詳細が明らかになった際は速やかに議会に報告されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第74号 町及び字の区域の変更について、執行部から説明を受けた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

そのほか、議案第75号 茨城租税債権管理機構規約の変更についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第74号、議案第75号、議案第77号、議案第88号（ただし、第1表中歳出及び第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分を除く）

以上，原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 2 4 日

水戸市議会議長　大　津　亮　一　様

総務環境委員会
委員長　佐　藤　昭　雄